

淡路市地域公共交通会議 運賃協議部会 次第

日 時：令和 8 年 6 月 1 9 日（金）13：30～

場 所：淡路市防災あんしんセンター

1 開 会

2 議 事

- ・淡路交通株式会社縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本B C～津名港）の協議運賃に関する協議

3 閉 会

～ 資 料 ～

運賃（案）

資料 1 道路運送法第 9 条第 5 項に基づき提出された意見

資料 2 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書（運賃表を添付）

令和8年度 淡路市地域公共交通会議 運賃協議部会 委員名簿

区分	NO	機関	所属	役職	氏 名	ふりがな	備考
委員	1	市	淡路市	理事	永井 哲夫	ながい てつお	
	2	国	神戸運輸監理部兵庫陸運部	首席運輸企画専門官	栞原 岳志	くわばら たけし	代理:竹原弘二
	3	運 行 事 業 者	淡路交通(株)	バス事業部長	片岸 章文	かたぎし あきふみ	※議決権は、運行事業者で1つ
			淡路交通(株)	バス事業部課長	上田 智弘	うえだ ともひろ	
	4	住 民 代 表	淡路市連合町内会	会長	魚住 幸市	うおずみ こういち	
	5		(社福)淡路市社会福祉協議会	会長	小南 廣之	こみなみ ひろゆき	
	6		淡路市老人クラブ連合会	副会長	平田 國雄	ひらた くにお	
事務局	7	淡 路 市	淡路市都市整備部	部長	山田 勝也	やまだ かつや	
	8		淡路市都市整備部都市総務課	特命参事	池本 暁彦	いけもと あきひこ	
	9		淡路市都市整備部都市総務課	主幹	福谷 敦司	ふくたに あつし	
	10		淡路市都市整備部都市総務課	主事	寺下 俊平	てらした しゅんぺい	

道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

資料1

期 間：令和8年6月2日～6月16日の15日間

周 知：市ホームページ、淡路市 LINE 配信により告知

提出方法：窓口提出（都市総務課、各事務所市民窓口課）、郵送、電子メール、FAX、電子申請のいずれかの方法で提出

提出件数：2件

窓口提出	郵送	電子メール	FAX	電子申請	合計
0件	0件	0件	0件	2件	2件

No.	区分	ご意見	ご意見に対する考え方（案）	修正の有無	修正（案）
1	淡路市内に住所を有する方	初乗りは150円ぐらいで長距離は高かったので案ぐらいがいいと思う。 それより、交通系ICカードが使えるようにしてほしい。 本数を増やしてほしい。 1時間に1本では車で行くはとなると思う。 あと、どうせ通るなら田井交差点前バス停もあった方がいいと思う。	ご意見ありがとうございます。 いただきましたご意見は、今後、検討させていただきます。	無	—
2	淡路市内に住所を有する方	普段からバスを利用して島内を移動しております。わたしは尾崎上の浜～志筑もしくは五色までの移動が多いですが、今回の4割削減について賛成です。淡路島のバスは他県と比べても運賃が高いため、今後の物価高や情勢に適応するためにも、運賃が削減されることは生活の余裕に直結すると思います。 バスを利用する中で、高齢者の利用率が高いと感じており、ご自身では運転できず、運賃に関わらず利用せざるを得ない方も多いと思います。その欠かせない生活費が下がることは市民の暮らしやすさや満足度に繋がるかと思っています。	ご意見ありがとうございます。 いただきましたご意見は、今後、検討させていただきます。	無	—

(案)

資料 2

令和 8 年 月 日

近畿運輸局長 様

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることを証する書類

令和 8 年 6 月 1 9 日付け淡路市地域公共交通会議運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
運賃の種類、適用方法及び額については別添運賃表のとおり
2. 運賃（料金）を適用する路線又は営業区域
縦貫線（下加茂・洲本車庫前～洲本 B C～津名港）
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
令和 8 年 1 0 月 1 日から適用
4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
淡路交通株式会社

令和 8 年 月 日

淡路市地域公共交通会議
運賃協議部会 会長 永井 哲夫

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、淡路市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、25人以内の委員をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者代表及びその関係団体代表
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部職員
- (4) 兵庫県職員
- (5) 淡路市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬等)

第5条 委員には、報酬その他これに類するものは支給しない。

(運営)

第6条 交通会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数とし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

7 第5項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、交通会議を書面により開催することができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「出席者」とあるのは、「委員」とする。

8 交通会議の庶務は、淡路市都市整備部都市総務課において処理する。

(部会)

第7条 交通会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を交通会議に報告する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第49号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月31日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。